

バイオマス発電事業におけるパーム油調達の自主的な取組みについて

1. バイオマス発電

当社がコンサルティング業務を行っている合同会社アポロ（以下「アポロ」）では、バイオマス発電所（出力合計29.4MW）を茨城県に建設予定です。

当該発電所は、固定価格買取制度（以下「FIT制度」）に認定されています。

アポロのバイオマス発電所は、パーム油を燃料とするもので年間約6万トンを利用する予定です。

2. FIT制度に基づく事業計画策定ガイドライン

近年、パーム農園開発やパーム油生産において、森林破壊や人権侵害等の問題との関連性が指摘されています。

ガイドライン（バイオマス発電）では、発電事業者に対し、バイオマス燃料の持続可能性の確保に関する自主的取組を自社ホームページで開示することとされています。

アポロは、持続可能性を確保したパーム油調達を目的として、以下の自主的取組方針のもと活動を行ってまいります。

3. 自主的な取組みについての方針

(1) アポロは、資源の制約や地球温暖化などの環境問題、生物多様性の劣化、人権問題など、持続可能な開発におけるリスクを認識し、持続可能な燃料の調達に取り組みます。事業が自然資本に依存していることを認識し、パーム油の調達に関しては現地の森林破壊ゼロを支持します。

① 農園およびサプライヤーが、RSPO(※1)の原則と基準に合致していることを確認します。

② 現地の森林破壊ゼロを確認します。

③ 現地のトレーサビリティを確保します。

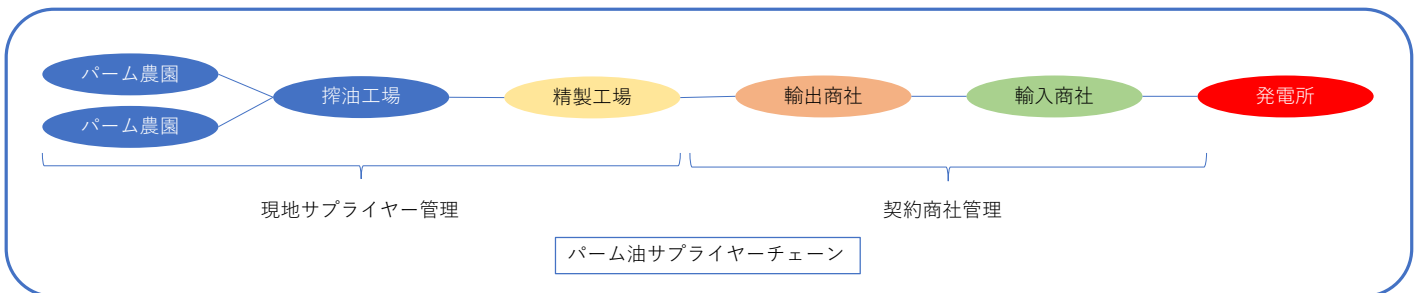
④ RSPO・パーム農園・サプライヤー・専門家および第三者機関など、さまざまなステークホルダーと連携します。

(2) アポロは、持続可能性の確保に関する自主的取組として、契約先の商社および調達元の現地サプライヤーと協力し、RSPOなど持続可能性基準に適合したパーム油のみを使用します。

4. 上記の方針に対する具体的な考え方と流れ

(1) パーム油のトレーサビリティ

アポロは、燃料となるパーム油の調達契約を商社と締結します。燃料は、契約商社により生産国から輸入されバイオマス発電所の燃料タンクまで運搬、供給されます。契約商社は、当社取組方針に従い調達元となる現地サプライヤーと契約し、RSPOなど持続可能性基準に適合したパーム油のみ調達します。各工程でのトレーサビリティ管理は第三者認証制度が定めるサプライチェーン管理の手法を用いて管理され、アポロはこれを証明する管理番号を管理します。



(2) パーム農園

アポロは、以下の現地のパーム農園と上記のサプライチェーン管理にのっとり契約します。(※2)

※1. Roundtable on Sustainable Palm Oil (持続可能なパーム油のための円卓会議)

国際的な認証制度で、7つの環境関係団体が設立した非営利組織です。世界各地で行われているパーム油の生産が、熱帯林の保全やそこに生息する生物の多様性、森林に依存する人々の暮らしに悪影響を及ぼさないよう持続可能なパーム油の生産と利用を促進することを目的としています。RSPOの認証を受けたパーム油は、公正な労働条件、地域住民の土地と地権の保護、原生林の伐採禁止、プランテーション内の野生生物の保護などをクリアしている事を第三者機関で確認・認証していることを示しており、日本でもFIT制度の適用条件としています。

※2. 現時点での予定している農園は、現地サプライヤーとの契約上の守秘義務により、本サイトには、非掲載としています。

なお、所轄の経済産業省に届出しております。